

# コーポレート・ガバナンス

## CORPORATE GOVERNANCE

当社は、法令などの遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した経営の意思決定の迅速化と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを重要な課題と考えています。

これを実現するために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員などの各ステークホルダーとの良好

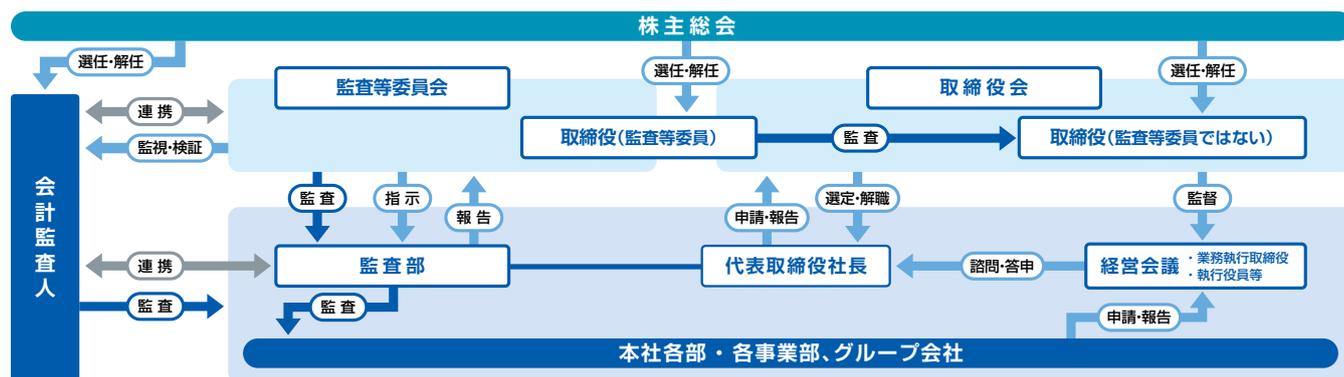
な関係を構築するとともに、現在の株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人などの機関を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っていきます。

また、株主・投資家の皆様に対しましては、迅速かつ正確な情報開示に努めると同時に、幅広い情報の公開により、経営の透明性を高めていきます。

### 概要

当社は、社外取締役を含む取締役会を設置し、各取締役および執行役員の業務を監督しています。また、経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社の体制を2015年度より採用しています。加え

▽コーポレート・ガバナンス体制図



### 経営体制

#### ▶取締役会議

当社の取締役会は社内取締役8名および社外取締役3名の計11名から構成されています。

取締役会では経営に関する重要事項や、法令で定められた事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しています。また、経営責任の明確化を図るとともに変化の激しい経営環境に機敏に対応するために、取締役の任期を1年としております。なお、2016年度においては、取締役会を12回開催しました。

当社は、投資家、お客様および社会一般の皆様から当社を見ていただくことによる適法性や妥当性の確保に資するために、社外取締役として秋田芳樹氏、辰巳和正氏および坂根淳一氏を選任しております。社外取締役は、取締役会の審議において、内部統制部門、内部監査部門、本社事業部門および会計監査人から付議または報告される情報により当社

の現状を十分把握したうえで、それぞれの知見に基づいた提言などを行うことにより、適切な監督機能を果たしています。

#### ▶経営会議

業務執行取締役、執行役員などで構成される経営会議を編成し、業務執行上の重要な意思決定に関する協議を行っています。経営会議は原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時に開催するなど、機動的かつ迅速な業務執行体制を構築しています。

#### ▶監査等委員会

監査等委員会は、5名の監査等委員である取締役（うち、3名が社外取締役）で構成されています。2016年度においては、監査等委員会を15回開催しました。

監査にあたっては、監査等委員会は内部統制部門、内部監

査部門、本社事業部門から報告される情報により当社の現状を十分把握し、また社内取締役は実査も行いながら、適切に職務を行っています。さらに、会計監査人とも連携して職務を行うとともに、会計監査人の職務も監視・検証しております。

なお、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約の下、独立の立場から監査の状況について監視・検証を行っています。

#### ▶指名諮問委員会・報酬諮問委員会

取締役においては、取締役候補者の指名や代表取締役および役付取締役選定プロセスの透明性および公正性を確保すること、また監査等委員である社外取締役が役員の指名などについて意見を形成するための十分な情報に基づき議論する場を確保することを目的として、社長の諮問機関である指名諮問委員会を設置しています。役員の指名などに関する議案を取締役に付議する際は、当委員会の答申を経て、その内容を十分反映させます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員の報酬について、公正な審議による妥当性および透明性を確保し、また、監査等委員である社外取締役が、当該報酬について意見を形成するための十分な情報を得て議論する場を確保することを目的として、社長の諮問機関である報酬諮問委員会を設置しています。当委員会は、社長の諮問に応じて、役員報酬規程などに基づき算出された役員報酬、その

他、役員報酬に関して必要な事項について妥当性の観点から審議し、社長に対して答申してまいります。

#### ▶役員報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額430百万円以内の固定枠および選任または重任された株主総会の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内の利益連動枠の合計額（ただし、使用人給与は含まない）となっています。

監査等委員である取締役には、基本報酬のみ支給しており、その報酬限度額は、年額100百万円以内となっています。

なお、2016年度の実績および監査役の報酬などの額は、以下のとおりです。

▽取締役および監査役の報酬などの額

取締役（監査等委員を除く）	7名	389百万円
取締役（監査等委員）	5名	75百万円
合計 （うち社外役員）	12名 （3名）	464百万円 （28百万円）

\*2016年6月開催の第100回株主総会最終時に退任した取締役1名を含む

上記に加え、2017年度より株式報酬制度として「株式給付信託」制度の導入を予定しています。この制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては中期経営計画の目標達成度合いに連動した株式報酬を、監査等委員である取締役にに対しては当社業績に連動しない株式報酬を導入するものです。

## 内部統制システム

内部統制システムを通じて取締役会や経営会議などによる適切かつ効率的な事業運営が行われるように、定款、情報開示、危機管理体制、職務分掌や業務権限、グループ会社管理などの整備・維持を行っています。また、その基本方針については、独立性の高い社外取締役を有する取締役会において決議し、必要に応じて随時改定しています。

また、企業活動の規範については、「グループ経営理念」

および「安川グループ企業行動規程ガイドライン」により、当社およびグループ各社に対しその遵守、啓蒙および遵法体制の展開・推進を図っています。あわせて、「グループ・コンプライアンス基本規程」を制定しコンプライアンス体制の整備を図るとともに、当社、グループ各社およびビジネスパートナーを対象に、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

## リスク管理

安川グループにおけるリスク管理体制の構築にあたり、「安川グループ企業行動規程」の遵守と啓蒙および遵法体制の強化について、全社展開の推進を目的とするコンプライアンス委員会を設置しています。

また、危機管理に関する方針の立案・推進、管理体制のフォローおよび意識の啓蒙を目的とする危機管理委員会を設置しています。なお、「危機管理基本規程」において、安川グループにおける日常の準備、危機発生時の基本方針を明示しています。

さらに、法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士に相談し、助言をいただいております。

## コンプライアンス体制

企業活動における規範としての「安川グループ企業行動規程ガイドライン」のもと、コンプライアンス推進に向けた体制の整備、コンプライアンス施策の実施に取り組んでいます。階層別・職階別研修にてコンプライアンスに関する研修を実施しているほか、2016年度は、当社役員および国内グループ会社幹部に対する外部講師を招いてのコンプライアンスに関する研修、当社および国内グループ会社従業員を対象としたコンプライアンスアンケート、各職場でのコンプライアンス・ミーティングを実施しています。また、「情報セキュリティ管理規程」を国内グループ会社に展開し、安川グループで情報セキュリティ強化に取り組んでいます。